

町鳥獣害対策協議会からのお知らせ

冬眠明けのクマに注意!

春、クマは冬眠(冬ごもり)から覚め、食べ物求めて活発に活動します。県内の山はクマの生息地で、どここの山でもクマと出遭う可能性があります。これから山に出かける方は、クマと出遭わないよう次のことにご注意ください。

◆入山地域のクマの出没状況を確認し、危険な場所には近付かない
細心の注意を払って山に入りましょう。

◆朝夕は山中に入らない
クマは朝夕に活発に動きます。

◆鈴、笛、ラジオなど音が出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる
クマは聴覚や嗅覚が人より優れているため、人の接近をいち早く察知し、人を避けます。

◆悪天候の日は特に注意
雨や風の音、霧などにより、クマも人の気配に気付かず至近距離まで接近することがあります。

◆子グマを見たらそっと立ち去る
近くには必ず母グマがいます。子グマがかわいいからと近付いたりすると、母グマは子グマの危険を感じて人を攻撃することがあります。

◆山菜採りは周囲を十分確認して
山菜はクマも好物です。山菜の多いところにはクマもいることが多いので、

足跡や糞などを見つけたら引き返しましょう。

※クマを目撃した場合やクマの痕跡を見つけた場合は、役場に連絡してください。

平成29年度有害鳥獣捕獲結果

昨年4月から今年3月まで(1年間)の町内における有害鳥獣の捕獲数は次のとおりです。

捕獲期間	計					
	イノシシ	ニホンジカ	中獣類	ニホンザル	ツキノワグマ	鳥類
4月～10月	225	107	50	19	1	3
11月～3月	136	182	/	/	/	/
計	361	289	50	19	1	3

有害鳥獣による被害を減少させるためには、「防除」「追い払い」「捕獲」の3つを総合的に行う必要があります。1つが欠けても長期的な解決には繋がりません。今後とも、住民・猟友会・行政が協働して鳥獣害対策を進めて参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ

農林水産課 ☎47-80001

軽自動車税のお知らせ

軽自動車税

納期限 5月31日(木)

5月上旬に送付する納税通知書により納期限までに納めてください。なお、軽自動車税は普通自動車税と異なり月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車・譲渡した場合でも、その年度分の税金は納めていただくこととなります。

4月1日までに廃車・譲渡した軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車の手続きまたは名義変更が行われていないことが原因と考えられます。手続きが済んでいるかをご確認ください。

軽自動車税の減免について

身体に障害のある方の名前で登録している軽自動車等で、本人運転またはその方と生計を共にする親族または常時介護する方が運転し、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。なお、減免を受けることができるのは、普通自動車を含めて一人につき1台に限られます。

提出書類

新規申請者の方 軽自動車税減免申請書(新規用)・車検証の写し
運転免許証の写し・障害者手帳の写し

※申請書は、町民税務課および各総合事務所にあります。

継続申請の方

軽自動車税減免申請書(継続用)

※申請書は、納税通知書に同封してあります。
※申請する車の変更または免許の更新等をされた場合には、継続申請される方も車検証または運転免許証の写しが必要となります。

提出先

町民税務課、各総合事務所
5月24日(木)

※減免申請は毎年必要です。
※期限後は受付できません。

問合せ

町民税務課 TEL47-80014
今庄総合事務所 ☎45-11111
河野総合事務所 ☎48-21111

